

マイナンバーカードを利用した医療保険のオンライン資格確認が始まります



10月から、医療保険のオンライン資格確認が始まります。これにより、オンライン資格確認に対応した医療機関および薬局（以下、「医療機関等」）にかかるときは、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになる（※）ほか、限度額適用認定証を所持してなくても原則として限度額以上の医療費が請求されなくなります。

※オンライン資格確認が開かれた後も、健康保険証は従前通り使用することができ、オンライン資格確認に際しては、マイナンバー（個人番号）は使用せず、マイナンバーカードのICチップを読み取ることで実施されます。

また、医療機関等は、被保険者の同意を得られた場合に限り、専用の端末を使って特定診療情報・薬剤情報を閲覧できるようになり、診療や投薬に役立てることができるようになります。特定診療情報・薬剤情報はマイナンバーを使ってご自分で確認することもできます。

火災から、日常の事故から

高齢者・体の不自由な方を守ろう

都の人口は2025年に約23%が65歳以上の高齢者になると予想されています。高齢者の独居世帯や高齢者だけの世帯または自力避難が困難な身体の不自由な方は、防火防災上の支援を必要としています。

家族はもちろん、普段から地域で接する機会の多い皆さんの「小さな気づき」が命を救う大きな力になります。次のポイントをチェックしてみましょう。

●火災から守る

住宅用火災警報器は設置していますか。住宅用火災警報器の寿命は10年が目安です。電池切れの可能性もあるので半年に1回は点検を行いましょう。

受け取り時に設定した4桁の利用者証明用電子証明書暗証番号が必要になります。

また、オンライン資格確認に対応した医療機関等では、窓口で健康保険証を提示することでオンライン資格確認を実施することもできます。

保険証を発送しました

市では、9月上旬に国民健康保険に加入されている方がいる全世帯に枝番付きの新しい保険証を一斉発送しています。ご不明な点は同課国保年金資格係へお問い合わせください。



▲東京消防庁ホームページ

●日常の事故から守る

高齢者の室内事故で最も多いのは、床、畳で滑ったり、段差でつまづくなどの転倒事故です。日常生活の思わぬところに危険が潜んでいます。少しの改善で転倒事故を防ぐことができるので、もう一度家の中を見直してみましよう。

住まいの防火防災診断を実施してみませんか

東久留米消防署では、希望する方の市内の住宅へ消防職員が個別に訪問し、火災・地震・家庭内事故など、家庭に潜む危険要因のチェックや、防火防災のアドバイスを行う「住まいの防火防災診断」を実施しています。

●診断項目

ガス調理器・電気配線による火災危険、家具転倒危険、住宅用火災警報器の設置状況・作動点検など。診断時間は約30分

介護のしごと入門研修

全7回の研修で介護の仕事の基礎を楽しく学ぼう

これまで介護とかかわりがなかった方、介護について知りたい・勉強したい・働きたい方、介護の仕事の基礎を学びませんか。子育て中の方にもおすすめです。研修最終日には、介護の仕事や働き方について、市内介護サービス事業所と相談できる「おしごと相談会」を開催します。

【日時】全7回、11月10日・17日・24日、12月1日・8日・15日・22日（おしごと相談会実施日）のいずれも水曜日午前10時～午後3時
※終了時間は日程によって異なります。

【会場】成美教育文化会館3階大研修室
【対象】市内での介護の仕事に興味があり、全7回の研修におよびおしごと相談会に参加できる方

【定員】先着35人
【費用】無料
【その他】1歳以上の未就学児の保育あり。定員5人。申し込み時にお伝えください。申し込みは9月15日（水）から電話（03・5901・7322）へ。

【会場】市民プラザホール（市役所1階）
【定員】先着50人
【研修説明会】に参加できなくても、「研修」に申し込める。

【日時】10月7日（木）午前10時～正午
【定員】先着35人
【費用】無料
【その他】1歳以上の未就学児の保育あり。定員5人。申し込み時にお伝えください。申し込みは9月15日（水）から電話（03・5901・7322）へ。

就学援助費の申請はお済みですか

市では、経済的な理由などにより、公立小・中学校で掛かる費用が大きな負担となっている家庭に対して、教育費の一部を援助しています。

まだ手続きをしていない方や新たに市外から転入した方は、学務課（市役所6階）で至急手続きをしてください。

【対象となる家庭】この制度

防犯灯の維持管理費に補助金を交付します

市では、補助対象となる防犯灯や裝飾灯を管理している自治会や商店会に対して、3年度上半期（4月1日～9月30日）にかかった費用（電気料金・器具取替経費）に補助金を交付します。

必要書類を持参の上、10月20日（水）までに、管理課道路・河川施設担当（市役所5階）へ申請してください。

3061・ファクス（03・5901・3062）・メール（kaigokyo@kaigo-center.or.jp）で公益財団法人介護労働安定センター東京支部へ。

市税などの納期内納付にご協力ください

9月30日（木）は、国民健康保険第3期、後期高齢者医療保険料第3期、介護保険料第3期の納期です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局・コンビニ）で納付されるか、スマホ決済アプリをお使いになってお納めください。

詳しくは納税課 ☎470・7726へ。

除税が减免の方の児童扶養手当の支給を受けている方⑧生計を一にする全員の収入金額（令和2年分）が認定基準以下の方

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなどして家計が急変した世帯については、令和3年の世帯の収入状況により判定します。

詳しくは同課学事係 ☎470・7779へ。

10月のお気軽に無料相談



相談内容・定員	相談員	予約開始日	相談日	時間	会場	問い合わせ先
法律相談（各日8人）	弁護士	9月30日（木）	6日（水） 13日（水）	午前10時から	市役所2階相談室	各予約開始日の午前8時半から電話で生活文化課 ☎470・7738
不動産・相続・会社の登記等相談（5人） ※電話相談	司法書士	10月14日（木）	20日（水） 27日（水）	午後1時から	市役所2階相談室	
表示登記・土地の境界等相談（4人）	土地家屋調査士	9月28日（火）	6日（水）	午前10時から		
相続・遺言・成年後見等手続き相談（5人）	行政書士	10月7日（木）	13日（水）	午後1時から	市役所2階相談室	
税務相談（5人）	税理士	10月12日（火）	20日（水）	午後1時半から		
人権・身の上相談（4人） ※電話相談	人権擁護委員	10月14日（木）	20日（水）	午後1時半から	市役所2階相談室	
不動産取引相談（5人）	宅地建物取引士	9月30日（木）	7日（木）	午後1時から		
交通事故相談（5人）	弁護士	10月21日（木）	27日（水）	午前10時から	市役所2階相談室	
年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談（4人）	社会保険労務士	9月22日（水）	8日（金） 11日（月） 18日（月） 25日（月）	午前10時半～ 午後4時半		
女性の悩みごと相談（各日4人）	女性カウンセラー	10月6日（水）	15日（月） 21日（日）	午前9時半～ 午後0時半	市役所2階相談室	
女性弁護士による法律相談（4人）	女性弁護士	9月17日（金）	1日（金）	午前9時半～ 午後0時半		
経営相談	市商工会経営指導員	前日までに	平日	午前10時～ 午後4時	東久留米市商工会館	市商工会 ☎471・7577

相談内容	相談日	時間	会場	相談員	問い合わせ先
耐震相談 ※電話相談	8日（金）	午後2時～ 4時	今回は電話での相談のみとなります	東久留米建築設計協会会員	同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476・1515
教育相談 ※電話相談も可。	火曜～ 土曜日	午前10時～ 午後5時 （滝山のみ水曜日は6時まで）	中央相談室（成美教育文化会館内教育センター） 滝山相談室（西部地域センター内）	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667 滝山相談室 ☎475・8909
母子・父子相談	開庁日	午前8時半～ 午後5時	児童青少年課（市役所2階）	母子・父子自立支援員	児童青少年課 ☎470・7736
身体障害者相談	8日（金）	午前10時～ 正午	市役所1階相談室	身体障害者相談員	前月末までに障害福祉課 ☎470・7747、ファクス475・8181
知的障害者相談	13日（水）	午前10時～ 正午	市役所1階相談室	知的障害者相談員	同センター ☎477・2711
心身障害者（児）相談	平日	午前9時～ 午後5時	さいわい福祉センター	さいわい福祉センター支援員	ハローワーク三鷹職員 ※直接会場へ。
職業相談	開庁日	午前9時～ 午後5時	市役所2階ワークコーナー		
住宅増改築相談	14日（木）	午前10時～ 正午、午後1時～4時	市役所1階屋内ひろば	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	※直接会場へ。
消費者相談 ※電話相談	平日	午前10時～ 正午、午後1時～4時		消費生活相談員	市消費者センター ☎473・4505
行政相談	10月は実施しません			行政相談委員	生活文化課 ☎470・7738
妊婦訪問	希望する方は右記へお問い合わせください。		ご自宅	助産師・保健師	健康課保健サービス係 ☎477・0022
赤ちゃん訪問					
生活困窮者自立相談	開庁日	午前9時～ 午後4時	福祉総務課（市役所1階）	相談支援員	福祉総務課 ☎470・7741